

災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第113号

災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例

災害廃棄物処理基金条例（平成24年岩手県条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 この条例は、 <u>平成26年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 [略] 2 この条例は、 <u>平成27年12月31日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。